

平成18年分 所得税・住民税・消費税申告相談

2月14日から始まります お早めに申告を!

申告相談日程

今年の所得税・住民税・消費税の申告相談を別表のとおり実施いたします。対象地区の日程に合わせて、お出かけくださるようお願いいたします。

受付時間は、延長日を除き午前8時30分から午後4時までです。延長日は、午後6時まで受付いたします。

また、2月25日(日)と3月10日(土)は平日、申告相談に来られない方のために申告相談を行います。午前8時30分から午後4時まで受付いたしますのでご利用ください。

申告しなければならぬ方

平成19年1月1日現在小野町に住んでいる方で

- ①平成18年中に給与所得以外の所得(農業、営業、不動産、譲渡、年金等)がある方
- ②給与所得者で年末調整が済んでいない方
- ③医療費控除、住宅借入金等特別控除等を受ける方

申告しなくてもよい人

①平成18年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が町に提出され、年末調整が済んでいる方

②税務署において確定申告を済ませた方

◎印鑑

◎会計帳簿・領収書及び各種支払い証明書(国民年金、農業者年金、生命保険、火災保険、医療費、農業資材など)

◎心身の障害がわかるもの(身体障害者手帳など)

◎肉用牛売却による免税証明書

◎給与、賃金や受給年金額のわかるもの(源泉徴収票など)

注意

- ①源泉徴収票は全部お持ちください。例年少額の給与支払報告書(役場からの相長手当てなど)を持って来ないため、お戻りいただく方がいらっしゃいます。
- ②申告の内容によって所得税がかかる場合や還付になる場合がありますので、申告

者全員の口座番号を控え銀行印をお持ちください。

確定申告をすると所得税が還付される場合

①災害などにあったとき…地震、火災、風水害などの災害や盗難、横領により、住宅や家財に損害を受けた場合には、雑損控除として損害額を所得金額から差し引くことができます。

②多額の医療費を支払ったとき…所得の5%または10万円を超える医療費を支払った場合は、保険金などで補てんされる金額を控除後、医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

③マイホームをローンで取得したとき…住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・増改築などをしたときには、一定の要件に当てはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

④その他…年の途中で退職し再就職していない場合なども申告をすると所得税が、還付されることがあります。

消費税の申告について

税務署に「簡易課税選択届出」をした方

お願い

○毎年、領収書、証明書、伝票がないために、せっかく申告におこしいただいても、申告できずにお帰りのたぐいがあります。忘れずに持参してください。

○家庭の生計等の内容がわかる方がおこしください。

○申告相談期間の終盤になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ対象地区の割当日または、期間の前半に申告におこしください。(例年ですと三月初旬までの午後の時間帯は空いています。)

農家のみなさんへ

(青色申告以外の方)

申告には、平成18年分農業経営状況調査票(集落農政推進協議会長さんから配布されたもの)をご記入の上、お持ちいただく、申告相談時間が短縮できます。必ずご持参ください。

郡山税務署からのお知らせ

郡山税務署の確定申告会場は、郡山市安積町「ビックレットくくしま」です。

◆期間

2月1日(木)～3月15日(木)

◆受付時間

午前9時～12時、午後1時～4時

◆問い合わせ

郡山税務署 ☎024-9332-2041

所得税・住民税・消費税申告相談日程			
日曜日	曜日	対象地区	
2月	14 水	夏井・南田原井・湯沢・塩庭一区 塩庭二区・上羽出庭・和名田	
	15 木		
	16 金		
	19 月	本町・横町・大八・仲町・荒町	
	20 火		
	21 水		地区指定なし 延長日午後6時まで
	22 木	反町・中通・平館・小野赤沼	
	23 金		
	25 日		地区指定なし 日曜日受付
	26 月	谷津作・菖蒲谷・皮籠石・雁股田	
	27 火		
	28 水		地区指定なし 延長日午後6時まで
	3月	1 木	飯豊上・飯豊中・飯豊下・吉野辺
		2 金	
		5 月	
6 火			
7 水		地区指定なし 延長日午後6時まで	
8 木		対象地区指定日に申告できなかった方(小野新町方面)	
9 金		対象地区指定日に申告できなかった方(飯豊方面)	
10 土		地区指定なし 土曜日受付	
12 月		対象地区指定日に申告できなかった方(夏井方面)	
13 火		地区指定なし	
14 水			
15 木			

◎会場：役場第1会議室(役場庁舎となり車庫2階)
 ※階段の上り下りが困難な方は、直接税務課へお越しください
 ◎受付時間
 通常日・土曜日・日曜日 午前8時30分～午後4時
 延長日 午前8時30分～午後6時